

平成26年 第1回

大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月24日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

平成26年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録目次

開 会	-2-
開 議	-2-
日程第1 新議員の議席の指定について	-3-
広域連合長あいさつ	-3-
日程第2 会期の決定について	-3-
日程第3 副議長の選挙	-3-
日程第4 議第1号から議第6号までの一括上程、質疑、討論、採決	-4-
○23番(広次 忠彦君)	-5-
日程第5 一般質問	-10-
○23番(広次 忠彦君)	-10-
日程第6 会議録署名議員の指名について	-12-
閉 会	-12-

平成26年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会（第1号）

議 事 日 程（第1号）

平成26年2月24日 午前10時00分開会

- 第1 新議員の議席の指定について
第2 会期の決定について
第3 副議長の選挙
第4 議第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号））
議第2号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
議第3号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
議第4号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第5号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上6議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
第5 一般質問
第6 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 副議長の選挙
日程第4 議第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号））
議第2号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
議第3号 平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第3号）
議第4号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
議第5号 平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
議第6号 大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
以上6議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
日程第5 一般質問
日程第6 会議録署名議員の指名について

出席した議員（24人）

1番	秦 時 雄	2番	佐 藤 博 美
3番	佐 藤 二 郎	4番	藤 本 好 一
5番	吉 田 眞津子	6番	佐 藤 一 巳
7番	渡 邊 一 文	8番	衛 藤 義 弘
9番	富 来 征 一	11番	佐 田 啓 二

12番 高野 至
15番 芦刈 紀生
17番 松葉 民雄
19番 森 大輔
21番 福崎 智幸
23番 広次 忠彦
25番 指原 健一

13番 山下 幸延
16番 古田 京太郎
18番 小倉 喜八郎
20番 手束 貴裕
22番 泥谷 郁
24番 徳丸 修
26番 秦野 恭義

欠席した議員（2人）

10番 明石 光子

14番 宮脇 保芳

出席した事務局職員

事務局書記長 立川 誠
総務課主査 飯倉 智

事務局書記 倉林 功
事業課主任 古川 拓也

説明のため出席した職員

広域連合長 釘宮 磐
副広域連合長 坂本 和昭
事務局長 惣川 一昭
次長兼総務課長 安部 亨
総務課係長 泉 隆介
事業課係長 椋本 富夫

副広域連合長 浜田 博
会計管理者 皆見 喜一郎
事業課長 牛島 照美
事業課係長 佐保 昌一
会計室係長 姫野 明宏

議事の経過

開 会

○議長（秦野 恭義君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成26年第1回定例会を開会いたします。

午前10時00分開会

開 議

○議長（秦野 恭義君） ただちに会議を開きます。

午前10時00分開議

諸般の報告

○議長（秦野 恭義君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

去る2月13日、佐藤二郎副議長から一身上の理由により副議長を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第292条の規定により準用する同法第108条の規定に基づき、同日、議長において許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、お手元に配付の諸般の報告のとおり、関係市町村議会の議員としての任期満了により、1名の議員が交代されました。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（秦野 恭義君） 日程第1、新議員の議席の指定を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、議長において、佐藤人己議員を6番に指定いたします。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、発言を求めます。

釘宮磐広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇）平成26年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、近年、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、こうした医療を取り巻く環境の変化に対応していく医療保険制度等を構築することを目指したプログラム法案が、昨年12月5日に成立し、国保運営の都道府県化を始めとする重要な医療保険制度改革が平成29年度までに順次実施されることとなりました。

その中で、後期高齢者医療については、現行の枠組を維持しつつ必要な改善を行う旨が明示されております。制度開始当初から廃止を前提とした議論が続いておりましたが、これに一応区切りがついたものと考えております。

当広域連合といたしましては、今後とも一人ひとりが安心して医療を受けられるよう、制度の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、議員の皆様方のさらなるご理解ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今定例会では、26年度広域連合当初予算案等を付議事項として提案しております。どうか慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申しあげまして、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

日程第2 会期の決定について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、指名推選の方法でご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選と決定いたしました。

それではお諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。副議長に佐藤博美議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました佐藤博美議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤博美議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました佐藤博美議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

この際、新副議長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○副議長（佐藤 博美君） ただいま、副議長にご推挙いただきました佐藤博美でございます。

私は、平成25年2月に九重町議会から、この広域連合議会に選出されまして、1年が経過したところでございます。秦野議長のもとで、議員の皆様方のご支援並びに広域連合長をはじめ、関係者の皆様方のご協力を賜りながら、広域連合議会の円滑な運営に最善の努力を尽くす所存でございます。

皆様方におかれましては、何とぞ、ご指導、ご鞭撻をお願い申しあげまして副議長就任のごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

日程第4 議第1号から議第6号 6議案の一括上程、質疑、討論、採決

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第4、議第1号から議第6号までの6議案を一括上程いたします。この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君） まず、議第1号、平成25年度特別会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出とも4,921万6千円増額し、補正後の予算総額を1,786億761万8千円としたものであります。

その主なものといたしましては、歳入では財政調整交付金を4,921万6千円、増額しています。歳出では市町村が行う長寿・健康増進事業を補助するため、市町村補助金を4,921万6千円増額しています。本案につきましては、交付金の事業申請等に伴い、平成25年10月31日付けをもって専決処分いたしましたので、報告し承認を求めます。

次に、議第2号、平成25年度一般会計補正予算第2号につきましては、歳入歳出とも1億292万9千円を減額し、補正後の予算総額を6億9,696万9千円にしようとするものであります。

その主なものといたしましては、歳入では、構成市町村の事務費負担金であります分担金及び負担金を1億229万7千円減額しております。歳出では、総務費を3,106万1千円、社会福祉総務費では、特別会計繰出金を4,721万3千円それぞれ減額しています。

次に、議第3号、平成25年度特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出とも8,860万2千円を減額し、補正後の予算総額を1,785億1,901万6千円にしようとするものであります。

その主なものといたしましては、歳入では、市町村負担金を7,656万5千円減額しています。また、歳出では、総務費を3,870万円減額しています。

次に、議第4号、平成26年度一般会計予算につきましては、ご説明申し上げます。一般会計は、構成市

町村からの共通経費負担金と財政調整基金繰入金を主な財源とし、厳しい財政状況を念頭に、最少の経費で最大の効果を挙げるよう広域連合事務局の運営を行うことを基本に、予算を編成いたしましたところがあります。その結果、平成26年度一般会計予算の規模を7億2,870万6千円にしようとするものであります。まず、歳入の分担金及び負担金につきましては、構成市町村からの事務費負担金を7億352万7千円計上しております。繰入金につきましては、平成24年度決算剰余金の一部2,468万9千円を財政調整基金繰入金として計上しております。つぎに歳出の総務費につきましては、事務所借上料及び派遣職員27人分の人件費負担金等で2億4,000万2千円を計上し、民生費には特別会計繰出金として4億8,259万5千円を計上しております。

次に、議第5号、平成26年度特別会計予算について、ご説明申し上げます。特別会計予算では、医療費の伸びを考慮したうえで、保険料等の財源を確保することを基本に編成いたしました。その結果、予算の規模を1,757億7,612万5千円にしようとするものであります。まず、歳入の市町村支出金につきましては、構成市町村からの保険料等負担金及び療養給付費負担金として271億4,448万3千円を計上しております。国庫支出金には、療養給付費等負担金及び財政調整交付金等で595億284万3千円を計上しております。県支出金には、療養給付費負担金等で143億6,002万1千円を計上しております。支払基金交付金には、被用者保険等からの支援金として、700億2,062万1千円を計上しております。次に、歳出についてですが、保険給付費につきましては、被保険者の窓口負担を除く療養給付費及び高額療養費等で1,720億393万4千円を計上しております。保健事業費には、被保険者の健康維持を図るための健康診査委託料等で4億8,267万4千円を計上しております。

次に、議第6号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてですが、後期高齢者医療制度の保険料率は、2年間を財政運営期間として定めることとなっているため、今回、平成26年度及び平成27年度の保険料率を決定するもので、均等割額を48,500円、所得割率を9.52パーセントに据え置こうとするもので、また保険料の賦課限度額及び保険料軽減対象を定めた政令が改正されたことに伴い、賦課限度額を定めるとともに保険料軽減対象を拡大するため、所要の改正をいたしたく本案を提出するものです。

何卒、慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秦野 恭義君） それではこれより議第1号から議第6号までの6議案について、一括して質疑を行います。質疑の通告がありましたので、お手元に配付の質疑順位表により、発言を許可いたします。

23番、広次忠彦議員。

○23番（広次 忠彦君） 広次でございます。どうぞよろしく願いいたします。最初に、議第1号、平成25年度の特別会計補正予算第2号についてであります。この補正予算では長寿・健康増進事業の補正が組まれております。この補正によってどの程度の事業の推進が図られているのか、そして今後の取り組みの中での課題も併せて伺いたいと思います。

次に、議第2号の平成25年度一般会計補正予算第2号についてですが、人件費が大幅に削減されております。国などの削減の資料などもありましたけれども、そういったこととの関係も含めてお伺いしたいというふうに思います。

次に議第3号、平成25年度特別会計補正予算第3号についてですが、この補正の中で1款の一般管理費の被保険者証等送料の大幅な減や、2款の保険給付費の療養給付費が大幅に減額補正をされております。この要因についてそれぞれお伺いしたいと思います。

次に議第4号、平成26年度一般会計予算についてですが、第2款の職員の人数が27名というふうに1

名減るように提案がされておりますけれども、この要因についてお伺いしたいというふうに思います。

次に議第5号の平成26年度特別会計予算についてであります。1款の保険料率の据え置きなどは評価をされるのですが、なぜ大幅な黒字になって保険料率を上げずに済んだのかと、その要因についてお伺いしたいと思います。とりわけ受診抑制などの事態が起こっていなかったかについてもお伺いをしたいと思います。

同じく1款で賦課限度額の引き上げによる影響についてもお伺いしたいと思います。

最後に議第6号、条例の一部改正についてであります。1点目の10条の賦課限度額のさきほどもお伺いしましたが、これについての影響。それから14条の(2)の影響についてお伺いします。

○議長(秦野 恭義君) 安部総務課長。

○総務課長(安部 亨君) 広次議員の総務課にかかる5点の質問にお答えいたします。

まず、長寿・健康増進事業についてですが、市町村が実施する人間ドック、はり・きゅう、あん摩、マッサージ及び肺炎球菌ワクチン接種事業に対し、広域連合が補助金を交付することで被保険者の健康づくりを推進しようとするものでございます。その財源といたしましては、国庫支出金が充てられておりますが、その額の内示がありましたことから補正予算に計上したものでございます。この事業の助成対象市町村の数を平成23年度と平成24年度との比較で申し上げますと、人間ドックは2市490件から2市520件で30件の増加、はり・きゅう、あん摩、マッサージは17市町67,194件から17市町59,712件で7,482件の減少、肺炎球菌ワクチン予防接種は6市町村1,066件から11市町村2,699件で1,633件の増加となっております。特に肺炎球菌ワクチンは平成23年度に6市町村からスタートし、今年度には7市町増加し、13市町村へと拡大しております。なお、肺炎球菌ワクチンの予防接種については、国による定期接種化の動きがありますので、来年度、補助対象から除外される可能性もございます。いずれに致しましても、長寿・健康増進事業は高齢者の健康増進に寄与する重要な事業であると認識しておりますが、この事業の展開には市町村との連携が必要であり、今後とも市町村と緊密な連携を図りながら事業を推進して参りたいと考えております。

次に、人件費の減額についてですが、当広域連合に派遣されております職員は構成市町村からの派遣を受け事務を執行しておりますが、その職員の給与等につきましては市町村の条例に基づき、それぞれの市町村から支給されております。当広域連合は、この給与等支払相当額を負担することとしており、年2回に分割して市町村に人件費負担金として支払いをしております。この負担金の額につきましては、当初予算編成時には派遣される職員の等級が確定しておりませんので、ある程度の等級を想定して予算不足を生じないように計上しております。今年度はすでに半期分の支払いが終了し、この段階である程度残りの半分が算定できるようになりますことから、執行予定額に減額しようとするものでございます。

次に、発送料の減額の要因についてですが、特別会計予算の一般管理費のうち、通信運搬費に占める予算の主なものにつきましては、被保険者証の発送の外、療養費等の各支給決定通知や医療費通知など事業に係る郵送料でございます。今回の補正につきましては、被保険者証の発送におきまして、新たに被保険者になられた方への発送や再発送分を見込んで当初予算において21万通、7,980万円を予算計上しておりましたが、被保険者数の伸びが見込みを下回ったことなどから減額をするものでございます。具体的な金額で申し上げますと、被保険者証の送料を約1,800万円、支給決定通知の送料を約300万円減額しようとするものでございます。

次に、人件費負担金の減額計上についてですが、当広域連合職員の数は県下18市町村から派遣をいただいております28名体制となっております。後期高齢者医療制度も7年目に入ろうとする中、制度運営のノウハウが蓄積され、被保険者数の増加による事務量の増加はありますものの、円滑に業務が遂行でき

ております。当広域連合では、最少経費で最大の効果を挙げることを基本に、毎年度事務内容の把握を行うなど、事務局の推進体制の見直しを図っております。今年度こうした見直しを行った結果、当面27名体制での事務局運営が可能であると判断し、来年度1名削減となる予算計上となったものでございます。

次に、黒字になった要因と、受診抑制についてですが、特別会計の第7款繰越金は今年度の剰余金を28億円と見込んで計上したものでございます。この繰越金は平成26年度・平成27年度の保険料引き上げを抑制するための財源としております。今年度の剰余金が見込まれる要因は、平成24年度の医療費の伸びの実績と今年度の医療費の伸びの見込みが想定を下回っていることによるものでございます。具体的には、前回の保険料試算時、平成24年度の一人あたり給付費の対前年度は2.95%の伸びを想定しておりましたが、実績は0.2%の伸びとなりました。これが主な要因で24年度決算時では33億5千万円の剰余金が生じております。今年度も平成24年度比で2.88%の伸びを想定しておりましたが、予算編成時では1.15%と見込まれたため、この推計値を元に算定した結果、剰余金を28億円と見込んでおります。この黒字の要因に受診抑制がないかについてですが、この3年間の一人当たりのレセプト枚数で見ますと、平成23年度が27.94枚、平成24年度が28.18枚、平成25年度は見込みで28.38枚と伸びておりますので、受診の回数は遡増傾向にあるものと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 牛島事業課長。

○事業課長（牛島 照美君） それでは、事業課関係の4点のご質問にお答えいたします。

まず、療養給付費の減の要因についてですが、平成25年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第3号においては、2款保険給付費の総額を変更せずに予算不足が見込まれる訪問看護療養費と高額療養費を増額計上し、予算残が見込まれる療養給付費等を減額計上しております。なお、療養給付費等につきましては、大きな割合を占める医科入院の給付費の伸びが現時点で対前年比0.72%と小さいことから、全体でも対前年比1.81%と小幅な伸びにとどまっております。

次に賦課限度額の引き上げによる影響についてですが、影響を受ける被保険者は試算上1,395人と見込まれ、これは被保険者全体の0.78%となっております。賦課限度額の所得帯ですが、現行559万7,858円以上の所得の方が対象となりますが、57万円に引き上げた場合は580万7,942円以上の所得の方が対象となり、公的年金収入のみの場合、収入額で775万466円の方が対象となります。この引き上げにより、約2,719万円の増が見込まれますが、消費税率引き上げに伴う低所得者層への対策として実施される均等割2割・5割軽減の対象拡大による影響額が約1億6,852万円と見込まれ、保険料全体としては増額とはならないものと考えております。

次に、後期高齢者医療に関する条例第10条の改正による影響についてですが、賦課限度額が55万円から57万円へ引き上げられることにより、被保険者全体の約0.78%にあたる方の保険料負担は最大で2万円増加いたします。なお、賦課限度額を現行のまま引き上げない場合には、所得割分の賦課総額確保のため所得割率の引き上げが必要となり、所得割率を上げると、所得割のかからない低所得者層を除いた中間所得者層の負担が増大することとなります。

次に、後期高齢者医療に関する条例第14条第1項第2号の改正についてですが、これは政令改正にあわせて均等割5割軽減の対象拡大を行うものであります。現行、二世帯以上が対象であったものが、単身世帯についても対象となり、軽減対象となる所得基準額も引き上げられたことにより、軽減対象者が約7,950人増加し、その対象者にかかる保険料軽減額は約1億9,271万円と推計しております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 答弁ありがとうございます。幾つか改めてお伺いしたいことも含めて質問をいたします。最初に、議第1号の長寿・健康増進事業についてですけれども、増加をしているということなのですが、今後とも市町村との連携を強めていくという回答だったというふうに思います。具体的にどう進めていくかということも含めてですね、人間ドックですかね、2市にとどまっているとかいう状況があるわけですが、こうした点でさらに進めていく必要があるのではないかと思います。そういう点で今後とも連携を強めるというときに広域連合としての具体的なお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

次に、議第2号の人件費ですが、確かに当初、市との関係で年齢などが明らかでないということで、いわゆる多目に予算計画ということは当然考えられることなのですが、同時に先ほども言いましたけれども、国などの影響で市町村が結局そこに応じざるを得ないという事態が起こっているということが問題であって、そのことは指摘をしておきます。

それから、議3号の療養給付費の減、医科入院の伸びが低くなったというお話は分かるのですが、具体的になぜそうなってきたのかということがお分かりであれば、改めてお伺いしたいというふうに思います。

議第4号の職員の減についてですけれども、ノウハウの蓄積などという話ではありますが、事業の支障がないように改めてここは指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、議第5号についてですけれども、次の議第6号について併せて指摘をしておきたいのですが、確かに賦課限度額を上げないと所得割率を上げざるを得ないという、そういう仕組み、あるいは、賦課限度額を上げることによって中間層の軽減の費用に繋がっていくという仕組みはそのとおりなのですが、しかしそれは高齢者の負担がどこかに負担を要求するという前提の元に組まれているやり方だというふうに思うのです。ですから根本的には高齢者の負担を上げずにやっていくためにどう対策をとるかということが必要だというふうに思うのです。そういう点では大分県の広域連合だけの問題では当然ないわけで、全国の広域連合と力を合わせて国などに要求をしていって、賦課限度額を上げずに、あるいは更に保険料率を下げていくことが出来るような、そういう取り組みが求められているというふうに思います。そういう点で大分県の広域連合として全国との連携とか、そういう取り組みがありましたらお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 再質問についてお答えをいたします。まず、長寿・健康増進事業についてですが、当広域連合で国のメニューを見て、可能な事業については市町村と連携を図りながら進めているところでありますが、事業主体が市町村でありますことと、事業によっては広域連合の補助もおよそ3分の1程度ということになっておりますので、なかなか一般財源を入れての事業というのが困難なところもあるようでございます。市町村の財政上の問題でやむを得ないのがあるのですが、今後とも市町村と連携を強めながら事業の推進を図っていきたいと考えております。

それから、医科入院の伸びが低くなっていることの要因についての質問ですが、要因の一つとして診療報酬の改定があると思われま。例えば看護師一人に対して患者7人という、7対1と言われていま診療報酬が最優遇されておりまして、この基本料が19日以内だったものを18日以内に改めるなどしております。薬価については改定率が1.38%の減額されております。これは全国的な動きとして見受けられることでもあります。

また、診療報酬の前回の改定時、救急医療の関係で産婦人科や小児科等に厚い改定が行われました。これらは高齢者にとっては影響が少ない分野で、これもやはり医療費の削減に影響があったのではない

かと考えているところであります。

賦課限度額について、全体として国の補助等を求めるべきではないかというご意見かと思えますけれども、広域連合の全国組織の協議会がございますので、その組織を通じて機会をみてこれまでも要望していますが、これからも制度の改変の時期など、機会をとらえて要望していきたいというふうに考えております。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 最後に改めて要望をしておきます。先ほどの診療報酬が減ったという要因の中で、入院日数に対する制限とかお話がありましたが、1回目の答弁で受診者の人数そのものは少しずつ増えているとお話、受診はされているけれども、受診をした後も制度の中で、例えば入院される場合には診療報酬との関係で規制がかかってくるということがあるということが、そこに私は問題があるというふうに思います。これも県だけ、ここだけで当然解決しない問題ですが、そういう点でも私は国にきちんとかういう事態が起こらないように要求していくことが大切ではないかということを変更して質問を終わります。

○議長（秦野 恭義君） 以上で通告による質疑は終わりました。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許可します。

23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 広次忠彦でございます。議第5号、平成26年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算と議第6号、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

一つが保険料率の据え置きや保険料の軽減対象の拡大、こうしたことに対しては、私どもは評価をするものであります。しかし、同時に被保険者の負担を増やすという点でいうと賦課限度額が引き上げられる、確かにこの取り組みによって中間層の負担軽減になるということはありますが、先ほども質疑でもお話ししましたが、結局これは被保険者間での調整をするだけで、この問題では被保険者の軽減を進めていくということは到底難しいと思います。本来、もっと国などが補助金などの支援を強めて高齢者の負担を軽減していくということこそが求められると思います。その件が一件と、もう一点がこうした公共料金の値上げということが、今回は賦課限度額ですけれども、公共料金の値上げそのものが地域経済に与える影響という点でも、私は見ていく必要があるのではないかと。この点で議第5号と議第6号に反対の立場を表明します。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結し、採決をいたします。

これより、議第1号から議第4号までの4議案について、一括して採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、議第1号から議第4号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、反対討論のありました議第5号について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦野 恭義君） 起立多数であります。よって、議第5号については、原案のとおり可決いた

しました。

次に、同じく反対討論のありました議第6号について、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦野 恭義君） 起立多数であります。よって、議第6号については、原案のとおり可決いたしました。

日程第5 一般質問

○議長（秦野 恭義君） 次にまいります。日程第5、これより一般質問に入ります。質問は、発言通告がありますので、お手元に配付の質問順位表により、発言を許可いたします。

23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、それでは一点目なんですけれども、被保険者数の推移を見ますと平成24年度と比較した時に減少傾向に25年度はあるというふうに思われますが、制度実施からの被保険者数の動向をまず一点お伺いしたいのと、この25年度の減少という傾向が一過性のものというふうにお考えなのか、それとも今後とも減っていくというふうにお考えなのか、それによる制度に与える影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 被保険者数の推移と制度の維持に与える影響についてお答えいたします。

本制度は、平成20年4月からスタートいたしました。同年4月末の被保険者数は15万9,547人で、その後、毎年増加を続け、5年後の平成25年3月末には17万6,014人と、5年間で1万6,467人、率にしますと10.32%増加をしております。こうした中、平成25年度に入り、4月から12月末までの9か月間で前月末から減少した月が6月ございましたが、これも本年1月末には被保険者数が17万6,310人となりまして、約300人程度ではありますけれども増加をしているところでございます。減少傾向の要因としましては、今年度75歳に到達された方の出生時に日中戦争が起き、出生減となったと厚生労働省の人口動態統計に記載がございます。この出生減が影響しているものと考えられます。これから75歳に到達される方の数ですけれども、平成25年度の1万1,355人に対し、平成26年度が1万1,960人と若干日中戦争の影響がまだ残っておりますが、平成27年度には1万3,861人と想定をしておりますので、現在の被保険者数の推移が一過性のものではないかと考えているところであります。被保険者数の増減によりましては、当然ですが医療給付費や保険料負担率に影響するものと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） 一過性ということでありましてけれども、今、少子化という方向に依然と進んでいる中で、当面は増加というか、こういう事態はあまり起こらないと思いますが、もう少し進んでいくとまた減少に繋がっていくということは当然考えられると思います。そうした点でこの制度そのものについての、後の質問にも関わってくるのですが、後期高齢者医療の制度そのものがプログラム法案の中では継続の方向だということですのでけれども、本当にこれで大丈夫なのだろうかということもやはり全国的な取り組みと連携しながら進めていっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、次の質問に移りますけれども、25年度の療養給付費の状況を見ますと、依然として増加傾向にあるというふうに思います。ただ、先ほどの質疑の中でお話がありましたけれども、予定している以上の給付の増加はなかったということですが、しかし、受診抑制の関係で先ほどの答弁も含めてで

すね、改めて高齢者が受診出来ない、或いは十分な療養が出来ない、そういう事態が起こらなかったのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（秦野 恭義君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 給付の状況についてですけれども、平成24年度の療養給付費の決算額は、約1,555億8,582万円で、前年度に比べて28億8,746万円、1.89%の伸びで、前年度は3.73%の伸びでしたから、伸び率は半減しているという状況であります。今年度は11月までの試算では伸び率は1.85%で、平成24年度並みとなっております。療養給付費の内訳を見ますと、入院の給付費は、23年度は3.41%の伸びだったものが24年度は2.47%に、また、調剤についても23年度が8.91%の伸びだったものが24年度は1.33%に減少しております。こうした医療費の伸びが鈍化している要因については様々な要素があり特定することは困難ですが、先ほどもご答弁申し上げましたように平成24、25年度の診療報酬の減額改定区分の影響、それからジェネリック医薬品の普及などが考えられるところあります。これらと受診抑制との関係でありますけれども、広域連合で行っている事業、保険者機能強化事業としては、医療費通知や重複・頻回受診者に対する訪問指導がございますけれども、これらの事業は被保険者の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療そのものの効率化を目指すものでありますので、特に受診抑制には関係がないというふうに考えております。実際、医療費通知は平成20年度から、それから重複・頻回受診者に対する訪問事業は平成22年度から実施しておりますので、平成24年度からの給付の減少とは無関係というふうに考えております。

高齢者が受診出来ない、或いは十分な療養が出来ないということですが、さきほど説明いたしましたのが、7対1の入院基本料が改定されましたが、それで即受診機会が失われるわけではなく、その上には15対1といった看護体制がありまして、患者さんの状態によってどのような病床が一番ふさわしいのかというような中で、今は慢性期の患者さんに対するベット数等が不足している状況でございますので、そちらを手厚くするというようなことで、全体としては現状の患者さんの状況に応じて変化していっているというふうに考えているところでございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございます。いずれにしても高齢者が安心して医療を受けられるという方向になるように進めていただくようにその点をお願いをしておきます。

最後に、特別高額療養費の共同事業拠出金との関係で、私どもは後期高齢者医療制度そのものが後期高齢者という括りでもって進めること自身に問題があると思っておりますが、先ほどの拠出金との関係も含めて国保と一緒にしたほうがいいのか、プログラム法案では国は結果として継続という方向なんです、話をして一体化したほうがいいのかというふうに思うのですが、その辺で取り組みのお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（秦野 恭義君） 安部総務課長。

○総務課長（安部 亨君） 特別高額医療費共同事業拠出金についてお答えいたします。この事業は高齢者の医療の確保に関する法律に規定された事業で、著しく高額な医療費に関する給付の発生が後期高齢者医療の財政に与える影響を緩和するため、厚生労働大臣が指定した国民健康保険中央会が広域連合に対して交付金を交付する事業でございます。具体的には、400万円を超えたレセプトの一部に係る金額が補填され、その財源は各広域連合からの拠出金が充てられます。一方、国民健康保険制度の高額医療共同事業につきましては、80万円を超えた医療費に係る部分を補填しようとするもので、その実施主体は各県の国民健康保険団体連合会となっております。制度内容、運営主体とも異なりますことから、この事業の合体は難しいと考えております。以上でございます。

○議長（秦野 恭義君） 23番、広次議員。

○23番（広次 忠彦君） はい、ありがとうございました。いずれにしてもですね、先ほども言いましたけれどもこの制度が本当にこのままでいいのかということのを改めて検討する必要があると思いますし、国の動向に対してもですね、中央からも声をあげていただきたいということだけを要望して質問を終わります。

○議長（秦野 恭義君） 以上で、一般質問を終了いたしました。

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（秦野 恭義君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において、3番、佐藤二郎議員、9番、富来征一議員のご兩名を指名いたします。

お諮りいたします。本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

閉 会

○議長（秦野 恭義君） 以上で、今期定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。今期定例会は、これをもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦野 恭義君） ご異議なしと認めます。よって、平成26年第1回定例会は、これをもって閉会いたします。

午前10時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年2月24日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長

秦野 恭義

署名議員

佐藤 二郎

署名議員

富来 征一